

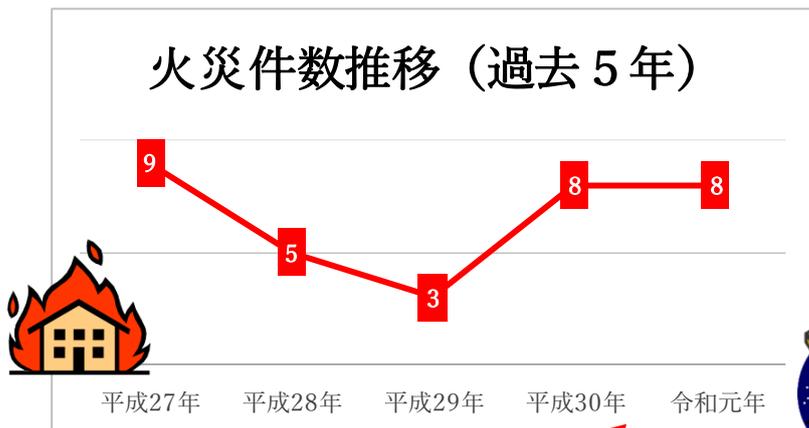


6万市民の赤色灯

逗子市消防本部 〒249-0005 逗子市桜山2丁目3番31号 TEL 046(871)4326 Fax 046(872)4330
E-mail yobou@city.zushi.lg.jp http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/syoubou/index2.html

【逗子市内における建物火災が増加しています！】

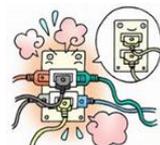
火災件数推移（過去5年）



逗子市内における

火災原因別ランキング(過去5年)

1位 電気機器・配線



2位 たばこ

3位 放火・疑い含む

今年是最悪のペースで火災発生中！

平成27年から火災件数は一度減少しましたが、平成30年から再び火災件数が増加傾向になっています。昨年は残念ながら死者が発生した火災も起きています。

令和2年に入り、2月14日現在で、既に5件の火災が発生しており、今年も残念ながら死者が発生しています。

火災の内訳として過去5年間の火災総件数33件のうち、建物火災が22件となっています。

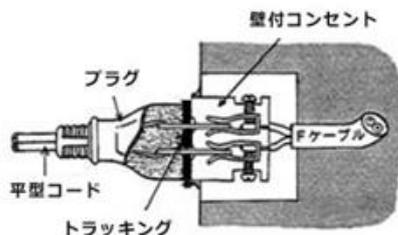
昨年の火災8件は、すべて建物火災でした。令和2年に入り、既に5件の火災が起きており、5件すべてが建物火災となっています。今一度身の回りの確認をしていただき火災発生を未然に予防しましょう。

市内の出火原因別でみると、電気機器や配線による火災が増えています。次にたばこによる出火、放火と続いています。

『電気機器や配線の火災って？』

トラッキング現象とは、コンセントに差し込んだプラグのさし刃間に付着した綿ほこり等が湿気を帯び、微小なスパークを繰り返す、やがてさし刃間に電気回路が形成され出火する現象を言います。

トラッキング現象による火災は、隠れた部分で発生することから、発見が遅れ思わぬ被害になる場合があります。



トラッキング現象による火災を防ぐためには、コンセントに差し込んだままのプラグ等にほこりなどが付いていないか、しっかりコンセントが差し込まれているか定期的に点検し、清掃するように心がけましょう。

また、タコ足配線は絶対にやめて、定格電流の範囲内で使用するようしてください。

ひとつのコンセントにひとつの電気製品を心がけましょう！



【住宅用火災警報器設置は義務です】



住宅用火災警報器は、電池が切れていたり故障していたりすると、いざという時に効果を発揮しません。日頃からお手入れをして、定期的に作動確認をしましょう。

【お手入れ方法】

警報器にホコリがつくと、火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布巾でふき取りましょう。台所に取り付けた住宅用火災警報器は、油や煙により汚れがつくことがあります。布に水や石けんを浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

【作動確認】

正常に作動するか、定期的にテストしましょう。テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプの場合は、ひもを引いて確認できます。詳しくは製品の取扱説明書を確認しましょう。

住宅用火災警報器本体にも寿命があります！

住宅用火災警報器のセンサー部分が故障するなど、機器本体にも寿命があります。

機器本体は最大10年を目安に機器本体の交換をしましょう。

ボタンタイプ

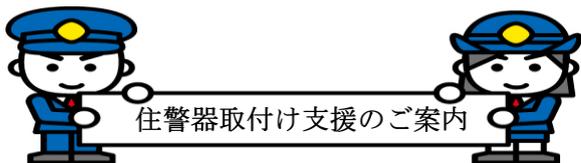


ひもタイプ



◎ 住宅用火災警報器の主な設置場所

住宅用火災警報器の設置を義務付ける場所は、就寝中でも火災の発生を知ることができるよう「寝室」、「台所」に設置することとされています。そのほか、条件によっては「階段室」や「廊下」に設置することが必要となります。



住宅用火災警報器（住警器）を購入したものの、取付けることが困難な高齢者や障がい者世帯を対象として、消防職員が直接訪問して設置のお手伝いを行います。

詳しくは消防予防課までお気軽にご相談ください！！

広告募集欄